

第三回警察庁入札等監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成21年1月30日(金) 警察庁会議室	
委員	委員長 水谷 章(公認会計士・税理士) 委員 竹谷 智行(弁護士) 委員 松村 敏弘(東京大学社会科学研究所教授)	
抽出案件	9件	平成20年度上半期契約から抽出
競争入札 (公共工事)	1件	契約件名: 土壌改良工事
随意契約 (公共工事)	1件	契約件名: 安全運転支援システム設置工事
競争入札 (物品役務等)	5件	契約件名: 白バイ
		契約件名: デジタル映像情報システム
		契約件名: IP映像システム
		契約件名: トナーカートリッジ(PR-L1500-11) 外4点
		契約件名: トナーカートリッジ 外6点
随意契約 (物品役務等)	2件	契約件名: 人員及び車両輸送一式
		契約件名: ホットライン業務委託
その他	意見聴取	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	

意見・質問	回答
<p>〔 案件 1 〕 白バイ</p> <p>白バイは1者のものしかないのか。他のメーカーのものも使用しているのか。</p> <p>白バイの入札は毎年行われるのか。</p> <p>これまでの実績としては単独の応札が多かったのか。</p> <p>1者しか応札しなくなったのは、どういったところに原因があるのか。</p> <p>現在、白バイの特殊な仕様に対応できるメーカーは落札業者だけなのか。</p> <p>これから他者を参入させるためにはどういう工夫が必要だと考えているか。それとも、落札者の車種が欲しいという現場の要望が強いので、積極的に採用していきたいと考えているのか。</p> <p>調達数量はどれくらいか。</p>	<p>本調達にあっては1者だが、過去に調達したものを含めると複数の業者のものを使用している。</p> <p>古くなったものを更新していくので、毎年実施している。</p> <p>この2年ほどは落札業者1者であるが、それ以前は数社応札していた。</p> <p>他のメーカーに参加するよう呼びかけているところ。その性格上、市販品をそのまま販売するものではなく、経営上参入しないとの判断があるのではないかと。</p> <p>仕様自体は複数のメーカーが参入できるものとしている。</p> <p>他のメーカーにも参入を呼びかけるようにしており、仕様書の作成に当たっても各メーカーの意見を聞いて、見直しを行っている。</p> <p>今回は180台、前年は346台であり、年度によってばらつきが生じる。</p>

仕様はどこを見直したのか。

〔 案件 2、3 〕
デジタル映像情報システム
IP映像システム

応札が1者であるが、特定の業者でしか取り扱えないものなのか。

入札説明会には何者来たか。

業者にとっては、システムの構成部品を揃えるのが難しいのか。

納期が短い、業者にとって厳しかったのではないか。

落札業者は警察への納入が多いのか。

それぞれの構成品ごとに個別に調達するというのは難しいのか。

メーカーの組み合わせをこちらで考慮して、個別に調達した方が競争性を確保できるのではないか。

〔 案件 4 〕
土壌改良工事

かなり特殊な業務のようであり、

各社のベース車となり得る車両を確認し、基本的に各社が参加できるように車体の大きさ、排気量等を見直している。

基本的には汎用品の組み合わせであり、どこでも可能である。

入札説明会は行っていないが、およそ20者が入札説明書を取りに来ている。

端末、ビデオカメラ等の種類がいくつかあり、かなりの数になったと予想される。

今回はサミット警備に合わせた調達であり、期間が限られていた。

警察以外にも納入実績があるとのことである。

今回は、サミット警備に必要であったものであり、期限が限られていたという事情があるが、個別に調達することにより価格が上がったり、機材の相性によりうまく作動しなかったりする可能性もあり、その点も踏まえて今後このような調達についてはよく検討していきたい。

土壌の改良という経験のある業者であること

対応できる業者は限られるのか。

とが適当との判断から、競争参加資格を実績を有するものとしている。

土壌汚染の調査は環境省の許可を受けた指定調査機関等で行うこととなっており、技術管理者が置かれていたり、調査機関を利用したりすれば基本的には対応できる。

環境省の指定調査機関は数多くあるのか。

数多く存在する。

土壌改良のような工事は初めてか。

土壌処理をしたのは当県警では初めてである。

落札業者はかなり大きな会社なのか。

それなりの規模の業者であると承知している。

名古屋支店となっているが、名古屋地区でも大きな実績があるのか。

実績はあると承知している。

かなり難しい工事なのか。1者しか応札してこないということは、かなり厳しい条件があるということか。

さほど複雑なものではないが、土壌の改良であるため、このような工事を実際に行ったことがあり、最終処分場の確保等ができることが必要となってくると思う。

担当者は処分したところまで行き適正に処分されているかを確認したのか。

確認している。

工事の分野は誰でもできるが、洗浄、最終処分で限定されてしまうということか。

最終処分の方法、場所が一つに限られるわけではないと承知している。

秋田県で処分されたということは、セメント工場を選ぶよりも価格的に

積算時には、神奈川県、愛知県方面のセメント工場での処分が安価と考え積算したが、

安いのか。

工事現場は一般の居住地から近いのか。

住民から苦情、質問はあったのか。

説明会は業者がしたのか、あるいは県警がしたのか。

落札業者は県内での工事实績はあるのか。

〔 案件 5 〕

安全運転支援システム設置工事

画像はどこに表示されるのか。

今後システムを増やしていく計画はあるのか。

特定の業者しか参加できないということはないか。

対応できる業者は結構あるのか。

入札者が1者であった背景はなにか分析しているか。

全国展開していった場合はどうか

業者は秋田へ船便で送っており、その方法がより安価に処理できるとの判断があったと思われる。

民家が周りにあり、また、搬送路が住宅地を通ることから、事前に住民説明会を実施し、工事の目的等を説明しご理解を求めた。

警察本部で開催した説明会に業者も参加している。

県警察においては実績はない。

車の中の車載器、カーナビゲーションに表示される。

政府の方針では2010年から全国展開することとなっており、今回の実験を踏まえてその成果を活かし増やしていくこととなる。

設置工事であり特殊な技術を必要としないので、多くの業者が入札可能。

信号機の工事を実施していれば可能であり、大体三十数社くらいはあると思料。

年度当初に発注された工事で手一杯となり、新しい事業まで手が回らなかったのではないかと考えている。

不落になった後、業者と契約する時には、予定価格はわかることが通常なのか。

[案件6・7]

トナーカートリッジ (P R - L 1
5 0 0 - 1 1) 外4点
トナーカートリッジ 外6点

応札は1者だが、問い合わせは1者だけだったのか。
何故1者応札なのか。

競争入札が一番機能しそうなものであるトナーカートリッジについて、同じものでも1者入札と5者入札があるが、こういうバラツキが出るのはなぜか。

トナーの調達方法はメーカーごとに仕分けして行うのが効率的なのか。

複数者が入って系列ではないところがとった事例はあるのか。

今回はモデル事業のため国が工事をしたが、仮に全国展開になれば、時期的に今回のような1者入札にはならないのではないか。

予定価格の範囲内での契約が必要となることから、業者の価格提示が繰り返された結果、最終的には予定価格に近くなることもある。

入札説明会には2者参加している。
年に何回かトナーカートリッジの入札があるが、その都度参加業者の数も業者も変わっており、調達数、製品の種類、時期等にも左右されるのかもしれないが、必ずしもその要因は明らかではない。

落札業者名は公表されており、著しく安い価格で入札する者が参加する場合には、他者が参加しないということも考えられる。

経験則上、メーカーごとに入札を分けた方が経済的であり、競争性の確保も図られると思われる。

5者が入札参加している大手A社製品に係るトナーについて大手B社が落札したという事例はある。

かなり価格が安いということだが、安く入れてそれほど利益が出なくても、契約することによってメリットがなにか考えられるのか。

〔 案件 8 〕

人員及び車両輸送一式

今回の契約は特殊な案件にあたるのか。

沖縄サミットの契約時も今回の業者と契約したのか。

また他者が参入する余地はないのか。

今回は、1者応札、不落随契となっているが、原因は何か。

公告してから、履行期間までが短いのではないか。

〔 案件 9 〕

ホットライン業務委託

契約相手のインターネット協会は、本業務を委託するために設立された団体なのか。

通報の実績が出ているが、警察庁に対しても通報内容について連絡がなされているのか。

一定の利益はあると思うが、例えば、在庫調整、市場のシェアの確保などが考えられる。

今回は、大規模警備に係る輸送という案件であり、特に内容が特殊というものではない。

沖縄サミット時は、他業者と契約している。入札説明会では6者の来訪があった。

かなりの規模の輸送であったため、船の手配等ができなかった等の理由があったと思われる。

実際の部隊配置計画と連動しており、今回にあっては、スケジュール的にみて、これ以上長い期間の設定は困難であった。

総務省及び経済産業省が所管する団体であり、本業務委託以前から設立されている。

フィルタリングの基準策定等インターネットの技術研究を行っており、当該業務に関する知見を有していたものである。

本業務で取り扱う通報は、違法情報と有害情報に大別され、違法情報は警察庁に通報される。また、プロバイダ等に削除要請をする

協会は、警察庁からの委託が長期的になされることを見込んでいるのではないか。

INHOP Eの加盟条件とは。

検証方法として、協会の施設に赴く等の方法を取っているのか。

警察庁が委託することについての合理性はあるか。

人権問題を扱う法務省等と連携し、より横断的に大きな括りでの業務委託が行えれば、取り扱う対象の拡大が可能となり、効果も上がりやすいのではないか。

〔 その他（警察庁から） 〕

などした結果についても報告を受けている。

INHOP E (International Association of Internet Hotlines)に加盟するなどの所要の条件を満たしていれば、委託先は協会とは限らないと認識している。

条件としては、

- ・ 一般人から違法情報の通報を受け付けるための窓口を自前で用意すること。
- ・ 通報に対しては有効で、透明性のある処理手続きを定めること。
- ・ 運用に関して、自国の政府、産業界、法執行機関、インターネット利用者の支持を得ること。
- ・ 他国のINHOP Eメンバーと、違法情報に関する情報交換について協力し、専門的知見等の共有を図ること。

等とのことである。

通報件数、処理状況等を報告させるため、基本的にはそれにより確認ができていると考えている。

違法情報については、警察として対応する必要があるものである。また、有害情報については、犯罪に関わる一定のものを対象として整理している。

ご指摘の点については、内閣官房にIT安全安心会議というものが設置され、各省庁が参画してインターネット上の違法・有害情報等について議論されているところである。

競争入札を行うため、事前に公募又は公告を行っているが、結果的に1者応札、1者応募となっているものがある。

当庁で考えている改善方策は、次のとおりであるが、ご意見をお聞かせ願いたい。

- ・現在、公告期間については、原則10日間以上確保しているところですが、準備期間をさらに確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するよう努める。

- ・納期については、調達の目的、内容等を踏まえ、事業者の準備に要する期間も考慮しつつ、なるべく長めに設定する。

- ・仕様については、引き続き、可能な限り市場で流通している製品の規格又は汎用品を採用するなどにより、できるだけ多くの業者の参入がなされるようにする。

- ・入札参加資格等の応募要件については、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定しているところであるが、今後とも引き続き、競争を事実上制限することのないよう留意する。

本日の議論にもあったとおり、予定価格の設定を低くすると、これに対応できる業者しか参加しなくなり、結果として1者応札となる例が見られるようである。

そのようなものについては、1者応札の問題ではないと思われ、対外的によく説明できるようにしておく必要がある。